

■軽油引取税（県税）

この税は、バス・トラックなどの燃料として使用される軽油の引取り（購入など）に対して課税されるものです。



特約業者・元売業者から軽油を引き取った人が、特約業者・元売業者を通じて納めます。このため、軽油の消費者が支払う軽油代金の中には、軽油引取税が含まれています。



軽油 1 キロリットルにつき32,100円（1 リットルにつき32円10銭（特例規定））
(本則税率 軽油 1 キロリットルにつき15,000円)

※平成22年度より、連続する3月における各月の揮発油の平均小売価格がいずれも 1 リットルにつき160円を超えることとなった場合、税率の特例規定の適用を停止する法的措置が講ぜられました。しかし、この措置は、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとされました。



次の用途に軽油を使用する場合は、免税証の提出があった場合に限り、軽油引取税を免除することとしています。（令和6年3月31日までの特例）

なお、申請の手続きが必要となりますので、詳しくは中南和県税事務所にお問い合わせください。

1. 農業・林業用機械の動力源に使用する場合
2. 船舶・鉄道・軌道用車輛の動力源に使用する場合
3. 鉱物（岩石・砂利を含む。）の掘採用機械の動力源に使用する場合等

◎ 混和軽油等にも軽油引取税がかかります。

軽油・灯油・A重油などの混和等により製造された軽油を販売した場合や灯油・A重油などを自動車の燃料として販売・消費した場合にも軽油引取税を納める必要があります。

なお、軽油を製造したり、灯油・A重油などを自動車の燃料として販売・消費する場合は、事前に中南和県税事務所長の承認を受けなければなりません。



1. 特約業者・元売業者は、軽油を販売する際に軽油の代金とあわせて軽油引取税を徴収し、毎月分を翌月末日までに申告し、納税します。
2. 混和等により製造された軽油や灯油・A重油などを自動車の燃料として販売した販売店は、毎月分を翌月末日までに申告し、納税します。
3. 灯油・A重油などを自動車の燃料として消費した自動車の保有者は、毎月分を翌月末日までに申告し、納税します。

◎ 不正な軽油の流通防止にご協力ください！

不正軽油は、悪質な脱税行為であり、また、公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因となる犯罪です。

県では、軽油引取税の脱税を防ぐため、灯油、重油などの混和などにより軽油引取税が課されていない不正軽油の流通の防止に取り組んでいます。みなさんが現在使用中の軽油（燃料油）にご不審な点がございましたら、奈良県中南和県税事務所までご連絡ください。

不正軽油ホットライン TEL 0744-48-3005